

令和2年度 収 支 決 算 書

協議会名 漕代まちづくり協議会

収 入

科 目	予算額	決算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
住民協議会活動交付金	1,431,000	1,431,000	松阪市企画振興部地域づくり連携課より
地域敬老事業推進特別交付金	301,000	301,000	松阪市健康ほけん部高齢者支援課より
社会福祉協議会助成金	100,000	100,000	松阪市社会福祉協議会より
地 元 負 担 金	100,000	100,000	漕代地区自治会連合会より
地 元 負 担 金	150,000	150,000	漕代公民館より
自立協創資金	130,000	108,800	文化祭での農産物等バザー売上金
前年度繰越金	294,066	294,066	一般会計口座残高
貯 金 利 息 等	4	8	一般会計口座分
雑収入		1,800	事務員労働保険(当初納入分の返金)
福祉会・公民館繰越金		607,434	R3年度よりまち協部に編入のため
収入合計	2,506,070	3,094,108	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	決算額	内住民協議会 活動交付金額	内地域敬老事業推 進特別交 付金額	事業 番号	(小分類) 事 業 名
地域統括 部会	252,000	246,000	140,000		1	LED防犯灯
	8,640	10,120	6,300		2	水質検査
	66,000	176,000	123,200	52,800	3	地震等の災害対策
(小計)	326,640	432,120	269,500	52,800		
いきがい育 成部会	71,000	52,500			4	夏祭納涼盆踊り
	184,000	170,678	12,000		5	文化祭
	44,000	0			6	花景色こいしろ
(小計)	299,000	223,178	12,000			
福祉部会	258,000	257,700		248,000	7	敬老会
(小計)	258,000	257,700		248,000		
健康・スポー ツ部会	101,000	0			8	運動会・市民体育祭
	31,142	0			9	マラソンソフト
	38,000	0			10	ふれあいウォーキング & 健康講話
	19,000	0				
(小計)	189,142	0				
緑化・環境部 会	69,600	68,000			11	小学校稲作実習支援
	15,000	16,871	15,000		12	小学校清掃活動支援
	23,000	0			13	ホテルとメダカの保護活動
	2,000	1,000	1,000		14	櫛田川の環境保全活動
(小計)	109,600	85,871	16,000			
事務局： 体制確立	600,000	600,000	600,000		15	事務局賃金
	43,500	3,612	1,812		15	連絡調整費・労災保険・広告費
	66,000	66,000	66,000		15	備品費・備品リース費
	66,200	63,458	63,458		15	電話代・ネット代(MCTV)
	240,000	240,000	240,000		15	事務室賃借料
	41,000	32,879	32,879		15	事務室警備保障代
(小計)	1,056,700	1,005,949	1,004,149			
事務局： 事務費	5,000	63,790	62,971	200	16	事務室・事務用品費
	81,000	45,980	45,980		16	印刷関係費
	20,400	20,400	20,400		16	資料代(新聞購読料他)
(小計)	106,400	130,170	129,351	200		
予備費	160,588					
支出合計	2,506,070	2,134,988	1,431,000	301,000		

監査結果報告書

漕代まちづくり協議会の会計について、下記のとおり令和2年度の監査を実施したところ、適正に処理のなされていることを確認しましたので、その旨報告いたします。

記

1. 監査実施日時 令和3年 4月 28日(水) 9:30～
2. 監査会場 松阪市早馬瀬町279-2番地 漕代地区市民センター内
漕代まちづくり協議会 事務局
3. 監査した書類
 - ① 令和2年度会計決算報告書一式
 - ② 現金出納帳
 - ③ 貯金通帳
 - ④ 領収書の綴 一式
 - ⑤ 備品台帳

令和 3年 4月 28日

監事委員長

松田 竹治



監 事

村田 均



監 事

田中 尚則

(欠席)

漕代まちづくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、漕代まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地区の住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題を自主的に解決し、地域の特色を生かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、早馬瀬町、目田町、横地町、法田町、伊勢場町、稲木町、高木町の7町の範囲(以下「漕代地区」という。)とする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、松阪市早馬瀬町279番地2 漕代地区市民センターに置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他の地域づくりに関する事業

(構成)

第6条 協議会の構成員は、漕代地区に居住する住民及び漕代地区で活動する自治会をはじめ各種団体等とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、運営委員会及び部会等をもって構成する。

第2章 役員

(役員の種類別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- | | | |
|-----|--------|-----|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 4名 |
| (3) | 会計 | 1名 |
| (4) | 運営委員長 | 1名 |
| (5) | 監査委員 | 若干名 |
| (6) | 相談役 | 若干名 |
| (7) | オブザーバー | 若干名 |
| (8) | 事務局(長) | 若干名 |

(役員の設定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の運営に伴う会計事務を行う。
- (4) 運営委員長は、協議会の運営委員を代表し、運営委員会の業務を統括する。
- (5) 監査委員は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。
- (6) 相談役は、協議会の運営に関し問題が生じたときに助言する。
- (7) オブザーバーは、専門的知見をもって協議会の運営をサポートする。
- (8) 事務局(長)は、協議会の運営に伴う事務全般の総括、記録を行い、それらを管理する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1年とする。

2. 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。補充により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2. 代議員の定数は35名以内とし、代議員の選出については、別に定める。

(総会開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 代議員から目的たる事項を示して請求があり、会長が必要と認めた場合

(総会招集)

第15条 総会は会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号による請求があった場合は10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面議決)

第19条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関する事
- (2) 会則の改発の決定に関する事
- (3) 地域計画の策定に関する事
- (4) 役員決定に関する事
- (5) その他必要と思われる事項に関する事

第4章 役員会

(役員会の構成)

第21条 役員会は監査委員を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第22条 役員会は、会長が招集する。

2. 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第23条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

第5章 その他の会議及び組織

(運営委員会の構成)

第24条 運営委員会は、部会長及び各種団体により選出された代表者で構成する。

2. 運営委員長は、運営委員より選出する。

(運営委員会の招集と議長)

第25条 運営委員会は運営委員長が招集する。

2. 運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。

(運営委員会の役割)

第26条 運営委員会は、次の事項を調整及び審議し、役員会に諮る。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績及び決算に関すること
- (3) その他協議会又は部会の運営に関すること

(部会の構成)

第27条 協議会に、次の部会を置く。又、部会は漕代地区で活動する各種団体及び構成員より選出された者で構成する。

- (1) 地域統括部会
- (2) いきがい育成部会
- (3) 福祉部会
- (4) 健康スポーツ部会
- (5) 緑化・環境部会
- (6) 自治会部会
- (7) 公民館部会

2. 各部会の構成する者の中から各部会の長を選出する。

(部会の役割)

第28条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2. 部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) 自治会部会は、基本協定書の第6条第2項に関すること
- (4) その他部会運営等に関すること

(まかせて！！漕代支援隊)

第29条 地域の高齢者が安全、安心に暮らせるように、ボランティアが生活支援をするため、協議会に「まかせて！！漕代支援隊」を置く。

2. 活動内容等については別に定める。

第6章 会計及び監査

(経費)

第30条 協議会の経費は、会費、寄付金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第32条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2. 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第33条 監査委員は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第7章 その他

(役員報酬)

第34条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については別に定めるものとする。

(委任)

第35条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

この会則は、令和3年5月7日から施行する。

漕代まちづくり協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漕代まちづくり協議会会則（以下「会則」という。）の規定に基づき、漕代まちづくり協議会（以下「本協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(役員会の招集)

第2条 役員会は、会則第22条第1項に基づき、漕代まちづくり協議会会長（以下「会長」という。）が招集する。

- 2 役員会定数の2分の1以上の役員から、会議の目的を示して役員会招集の請求があったときは、会長は速やかに役員会を招集しなければならない。
- 3 会長は、役員会を開く暇がないときは、議決事項を持ち回り審議で行うことができる。

(役員会の開会)

第3条 役員会は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上（委任状を含む）が出席しなければ、会議を開くことができない。

(役員会の議長及び議決)

第4条 会則第8条第1項第4号に定める運営委員長（以下「委員長」という。）が、役員会の議長となる。ただし委員長に事故あるときは、会長が議長となる。

- 2 会則第8条第1項第7号に定めるオブザーバー及び同項第8号に定める事務局（長）は、議決権を有しない。
- 3 役員会の議事は、役員半数以上の賛成によって議決とし、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(運営委員会の招集)

第5条 運営委員会は、会則第25条第1項に基づき、委員長が招集する。

- 2 運営委員の2分の1以上の委員から、会議の目的を示して運営委員会招集の請求があったときは、委員長は速やかに運営委員会を招集しなければならない。
- 3 委員長は、運営委員会を開く暇がないときは、議決事項を持ち回り審議で行うことができる。

(運営委員会の開会)

第6条 運営委員会は、委員の3分の2以上(委任状を含む)が出席しなければ、会議を開くことができない。

(運営委員会の議長及び議決)

第7条 委員長が運営委員会の議長となる。ただし委員長に事故あるときは、会長が議長となる。

2 運営委員会の議事は、委員半数以上の賛成によって議決とし、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(地域統括部会)

第8条 会則第27条第1項第1号に定める地域統括部会は、次の事項を行う。

(1) 地区の各団体との連携活動

- ① 自治会連合会 ② 民生・児童委員会 ③ スポーツ推進委員会
- ④ 食生活改善委員会 ⑤ 土地改良区 ⑥ 実行組合 ⑦ 営農組合
- ⑧ 老人会 ⑨ 子ども会 ⑩ 水消防団 ⑪ 交通安全委員会
- ⑫ 警察駐在所

(2) 学校教育との連携活動

- ① 小学校及びPTA ② 中学校及びPTA ③ 学窓会

(3) 近隣地区との連携活動

- ① 松阪市東部6地区住民協議会の防災ネットワーク
- ② 三重県・松阪市・多気町・明和町との祓川環境保全全体会議
- ③ 明和町との祓川清掃・美化

(4) 福祉部会との連携事業

- ① 地区の中長期の福祉計画の策定
- ② 少子高齢化対策、過疎化防止対策
- ③ 働く女性への支援事業

(いきがい育成部会)

第9条 会則第27条第1項第2号に定める、いきがい育成部会は、次の事項を行う。

- (1) 夏祭り納涼盆踊り
- (2) 文化祭
- (3) 敬老会、米寿者への祝い

(福祉部会)

第10条 会則第27条第1項第3号に定める福祉部会は、次の事項を行う。

1. 地区の福祉会との連携事業

- (1) 地区の高齢者対象の活動
 - ① ほほえみ昼食会
 - ② ひとり暮らしの高齢者の配食サービス
 - ③ 寝たきりの高齢者の実態調査と慰問
 - (2) 高齢者と若者や子どもとのふれあい行事
 - ① 地区敬老会の開催と米寿者への祝い。
 - ② 小学生と老人会のふれあい。年末餅つきと伝承遊び
2. 地域統括部会との連携事業
- 地区の中長期の福祉計画の策定

(健康スポーツ部会)

第11条 会則第27条第1項第4号に定める健康スポーツ部会は、次の事項を行う。

1. 健康関係事業
 - (1) 安全・安心意識アップ講座 小学校 PTA との連携
心肺蘇生救急処置講習
2. スポーツ関係事業
スポーツ推進委員会（体育委員会）との連携
 - (1) 漕代小学校運動会・漕代地区市民体育祭
 - (2) マラソンソフトボール
 - (3) こいしろウォーキング
 - (4) 東部中学校管内スポーツ大会
 - ① 春季大会
 - ② 秋季大会

(緑化・環境部会)

第12条 会則第27条第1項第5号に定める緑化・環境部会は、次の事項を行う。

- (1) 花いっぱい運動の活動
 - ① 農地・水・農村環境保全事業との連携
 - ② 公民館事業との連携
 - ③ 耕作放棄地を防ぐ活動との連携
- (2) 櫛田川・祓川の環境保全活動
 - ① メダカ、タナゴ、各種野鳥の棲む生態系保全
 - ② 蛍の大鑑賞会の開催
 - ③ 環境保全関係団体との連携
- (3) 学校教育との連携
 - ① 小学生の稲作体験実習支援。田植え、稲刈り、餅つき
 - ② 小学生の祓川学習の支援

(公民館部会)

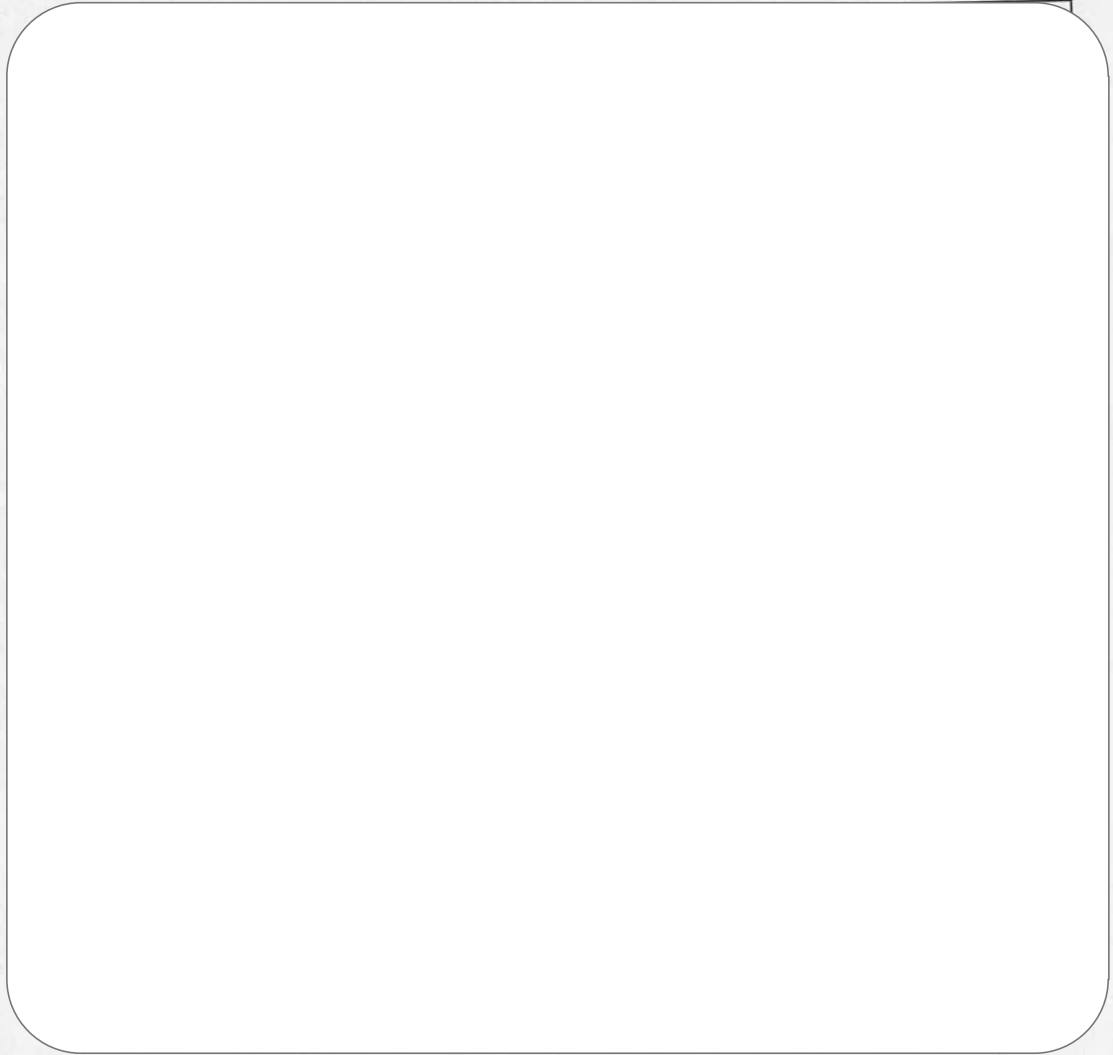
第13条 会則第27条第1項第7号に定める公民館部会は、次の事項を行う。

- (1) 趣味クラブの活動支援
- (2) 各種講座の充実
 - ① ふれあい学級
 - ② 夏休み子ども教室
 - ③ 親子協力教室
 - ④ 教育講演会
 - ⑤ 新春子ども教室
- (3) 講習会の充実
 - ① 鉢植え
 - ② しめ縄づくり
 - ③ 健康実践講座
- (4) 社会見学
- (5) 子育て教室
- (6) 健康食生活 食生活改善推進委員会との連携
 - ① ヘルシークッキング
 - ② 親子クッキング
 - ③ 文化祭簡単おやつ
 - ④ おもてなし料理
- (7) 健康づくりお誘い隊養成講座 健康センターとの連携
 - ① 知って得する健康づくり
 - ② 元気な体づくり
- (8) 地域医師の健康講話

附則(令和3年5月7日規則第1号)

- 1 この規則は、令和3年5月7日から施行する
- 2 この規則に定めるもののほか必要な事項は、役員会に諮り会長が別に定める。

令和 3年度 漕代まちづくり協議会 代議員名簿

A large, empty rounded rectangular box with a thin black border, occupying the central portion of the page. It is intended for the listing of proxy members (代議員) for the 2021 fiscal year (令和3年度) of the Sodei Town Planning Association (漕代まちづくり協議会).

令和3年度 漕代まちづくり協議会役員名簿

番号	役職名	氏名	担当部門	町名	備考
1	会長	岡田 賢一	漕代まちづくり協議会会長 福祉部会担当	稲木	自治会長
2	副会長	柴田 賢次	健康スポーツ部会担当 櫛田川担当執行委員	横地	自治会長
3	〃	田所 満	緑化環境部会担当 櫛田川担当執行委員	目田	自治会長
4	〃	田川 芳久	祓川担当執行委員	法田	自治会長
5	〃	井村 誠	祓川担当執行委員	高木	自治会長
6	会計	松本 哲	いきがい育成部会担当 祓川担当執行委員 代表	伊勢場	自治会長
7	運営委員長	杉本 清美	まちづくり協議会運営委員長 地域統括部会長 櫛田川担当執行委員 代表	早馬瀬	自治会長
8	監査委員	松田 竹治	前自治会長	伊勢場	
9	〃	村田 均	前自治会長	横地	
10	〃	田中 尚則	前自治会長	高木	
11	相談役	橋本 恵美子	漕代小学校 学校長	小学校	
12	オブザーバー	小林 洋介	漕代地区市民センター長	市民センター	
13	事務局長	田中 隆幸	漕代公民館長	事務局	
14	事務局	大西 和香子	漕代まちづくり協議会事務職員	事務局	

令和3年度 漕代まちづくり協議会運営委員名簿

令和3年4月15日

番号	役職名	氏名	所属 (まちづくり)	町名	備考
1	運営委員長	杉本 清美	地域統括部会長	早馬瀬	自治会長
2	副運営委員長	奥田 才次	いきがい育成部会長	横地	元自治会長
3	〃	和田 文剛	福祉部会長	横地	民生児童委員
4	〃	青木 一典	健康スポーツ部会長	稲木	スポーツ推進委員
5	〃	山路 初	緑化環境部会長	高木	営農組合
6	運営委員	松本 哲	いきがい育成部会担当	伊勢場	自治会長
7	〃	柴田 賢次	健康スポーツ部会担当	横地	自治会長
8	〃	田所 満	緑化環境部会担当	目田	自治会長
9	〃	田川 芳久	漕代まちづくり協議会執行委員	法田	自治会長
10	〃	井村 誠	漕代まちづくり協議会執行委員	高木	自治会長
11	〃	粉川 総文	民生・児童委員	高木	
12	〃	芳賀 豊子	食生活改善推進委員	目田	
13	〃	奥山 晃史	漕代小学校PTA会長	稲木	
14	〃	結野 美重子	こいしろキッズクラブ	高木	
15	監査委員	松田 竹治	漕代まちづくり協議会監事長	伊勢場	前自治会長
16	〃	村田 均	漕代まちづくり協議会監事	横地	前自治会長
17	相談役	橋本 恵美子	漕代小学校 校長	小学校	
18	オブザーバー	小林 洋介	漕代地区市民センター所長	市民センター	
19	顧問	岡田 賢一	漕代まちづくり協議会会長 福祉部会担当	稲木	自治会長
20	事務局長	田中 隆幸	漕代公民館長	事務局	
21	事務局	大西 和香子	漕代まちづくり協議会事務員	事務局	

令和3年度 収支予算書

協議会名

漕代まちづくり協議会

収 入

科 目	予算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
住民自治協議会活動交付金	1,734,000	松阪市住民自治協議会連合会
社会福祉協議会助成金	100,000	上半期・下半期
"	168,000	小地域福祉活動助成金
"	64,000	小地域福祉活動団体助成金
地元負担金	944,000	各町より
参加費	460,000	漕代公民館講習会参加費
自立共創資金	130,000	文化祭バザー収益金
前年度繰越金	961,620	
預金利息	10	
収入合計	4,561,630	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	内住民自治協議会活動交付金額	事業番号	(小分類) 事 業 名
地域統括部会	350,000	350,000	1	防犯灯・掲示板等整備事業
	14,060	0	2	水質検査
	900,000	200,000	3	災害対策
(小計)	1,264,060	550,000		
いきがい育成部会	77,000	0	4	夏祭り納涼盆踊り
	224,000	12,000	5	文化祭
	44,000	0	6	花景色こいしろ
(小計)	345,000	12,000		
福祉部会	457,000	240,500	7	敬老会
	70,000	0	8	福祉啓発活動
	5,000	0	9	友愛訪問
	105,000	0	10	1人暮らし高齢者食事会
	20,000	0	11	地域福祉教育活動費
(小計)	657,000	240,500		
健康スポーツ部会	0	0	12	運動会・市民体育祭(令和3年度は中止)
	0	0	13	マラソンソフトボール(令和3年度は中止)
	68,000	38,000	14	ふれあいウォーキング
	22,000	22,000	15	スポーツ大会分担金
(小計)	90,000	60,000		
緑化環境部会	69,600	0	16	小学校稲作実習支援
	7,000	7,000	17	小学校清掃活動支援
	23,000	0	18	ホタルとメダカの保護活動
	0	0	19	榊田川環境保全活動
(小計)	99,600	7,000		
自治会部会	0	0	20	
(小計)	0	0		
公民館部会	630,000	0	21	地域の学習拠点事業
	50,000	0	22	家庭教育支援拠点事業
	478,000	0	23	活動基盤整備事業
(小計)	1,158,000	0		
事務局費	947,970	864,500	24	事務局運営費
(小計)	947,970	864,500		
予備費	961,620			
支出合計	4,561,630	1,734,000		